

おくやみサポート窓口のご案内

ご家族や身内の方が亡くなられた後の市役所での行政手続きを、ご来庁時にまとめてご案内いたします。（所要時間は最大1時間30分程度です。）

お電話による予約をお受けして、ご来庁日までに必要な手続きの確認や準備をいたします。

●申し込みについて

利用できる方	「死亡時に結城市に住民登録があった方」のご遺族様
予約の方法	電話による事前予約
連絡先	結城市役所市民課 ☎0296-34-0409 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時まで
来庁日	予約からおおむね1週間後の平日をご案内します 午前10時から または 午後2時から
来庁時の 受付場所	結城市役所 市民課窓口 （必要に応じて、担当課までご案内することがあります。）

●電話予約の際にお伺いすること

- ・亡くなられた方のお名前、住所、生年月日
- ・来庁される方のお名前、住所、生年月日、亡くなられた方との続柄、連絡先
（複数名で来庁される場合は、それぞれお伺いします）

●持参するもの

＜来庁される方のもの＞

- ・本人確認書類
1点でよいもの：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（住所記載あり）、
身体障害者手帳、写真付き住民基本台帳カード など
2点必要なもの：被保険者証（健康保険・介護保険）、パスポート（住所記載なし）、
年金手帳、療育手帳 など
- ・預金通帳またはキャッシュカード
生存配偶者がいるが来庁できない…その方の名義のもの
葬祭費の請求がある方（国保・後期）…施主名義のもの（会葬礼状もご用意ください）
- ・マイナンバーのわかるもの（任意）…一部の事務で提出書類が省略できる場合があります

＜亡くなられた方のもの＞

- ・印鑑登録証
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険などの被保険者証
- ・年金手帳または年金証書
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証
*相続が「法定相続」ではなく、遺言書による場合などは遺言書をお持ちください。

●その他

- ・予約後に、担当課からご連絡させていただく場合があります。

※一週間後以降ではご都合がつかない方やお手続きが不明な方は、上記「持参するもの」をご用意いただき市民課にお越しください。お手続きを簡易的に調べさせていただきます。

～ご遺族の皆様へ～ おくやみハンドブック

この度のご親族様のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族の皆様におかれましては、葬祭をはじめ各所のお手続きなど、慣れないことばかりかと存じます。
このハンドブックは、市役所内の各課が担当する手続きについてまとめたものです。
ご不明な点は、担当課窓口までお問い合わせください。

おくやみサポート窓口をご利用ください

ご遺族の皆様の負担を軽減するため、おくやみサポート窓口として市役所でのお手続きを事前にお調べし、ご来庁時にまとめてご案内いたします。

●おくやみサポート窓口のお申込みについて

対 象 「死亡時に住民登録があった方」のご遺族様
予 約 お電話による事前予約制
連絡先 結城市役所市民課 ☎0296-34-0409
来庁日 お電話の日からおおむね1週間後
（午前10時から または 午後2時から）
場 所 結城市役所 市民課窓口

※詳細は最終ページをご覧ください。

結城市 市民生活部 市民課（結城市役所1階）

〒307-8501
茨城県結城市中央町2丁目3番地
☎ 0296-34-0409（市民課直通）

死亡届出に伴う手続きについて

	☒	該当事項（亡くなった方が）	担当課・係	手続き内容	必要なもの	
一階	☐	印鑑登録証、マイナンバーカードをお持ちの方	市民課 窓口係 ☎0296-34-0409	・登録証、カードの返還	・印鑑登録証 ・マイナンバーカード	
	☐	国民健康保険に加入している方	保険年金課 国保年金係 ☎0296-34-0418	・葬祭費請求 ・保険証等返還	・施主である証明(会葬礼状、葬儀の領収書等) ・施主名義の通帳 ・該当の保険証等	
	☐	国民年金にのみ加入している方、または受給している方		・国民年金死亡届または未支給年金請求	・担当課でご確認ください	
	☐	亡くなられた方の配偶者で、18歳未満の子供または20歳未満で障がいをお持ちの子供がいる方		・遺族基礎年金受給資格調査		
	☐	厚生年金・共済組合などの年金に加入している方、または受給している方	・手続きをする方の最寄りの年金事務所にお問合せ下さい 結城市至近⇒ <u>下館年金事務所</u> ☎0296-25-0829 ・お問合せ時は「基礎年金番号」をご用意ください			
	☐	後期高齢者医療保険に加入している方	保険年金課 医療福祉係 ☎0296-34-0382	・保険証等返還 ・葬祭費請求 ・相続人代表者選任届 *1	・該当の保険証等 ・施主である証明(会葬礼状、葬儀の領収書等) ・施主名義の通帳 ・相続人の通帳、印鑑	
	☐	医療福祉費（マル福）を受給している方		・受給者証返還 ・医療福祉費請求	・医療福祉費受給者証 ・県外受診分領収書	
	☐	母子・父子家庭になられた方で、遺族基礎年金の適用を受けられない方	子ども福祉課 子育て支援係 ☎0296-34-0427	・児童扶養手当申請	・担当課でご確認ください	
	☐	児童手当を受給している方 児童扶養手当を受給している方		・受給者変更手続 ・未支給額申請		
	☐	身体障害者手帳、療育手帳、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	社会福祉課 障害福祉係 障害者支援係 ☎0296-34-0438	・手帳の返還	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	介護福祉課 介護保険係 ☎0296-34-0417	・被保険者証等の返還 ・相続人代表者選任届 *1	・被保険者証等 ・相続人の通帳		
車庫棟	☐	上水道使用名義の方	水道料金 お客様センター ☎0296-34-1100	・使用者名義変更	・水道料金お客様センターでご確認ください	
	☐	公共下水道に接続している方で、井戸水を使用している方		・世帯人数、認定水量変更		
	☐	農業集落排水（大戦防・武井南、矢畑、江川南）に接続している方		・世帯人数変更 ・使用者名義変更		

*1 後期高齢、介護保険兼用のため、両方該当の場合でも提出は1枚です。

	☒	該当事項（亡くなった方が）	担当課・係	手続き内容	必要なもの
二階	☐	市内に固定資産を所有している方、または固定資産税の納税者の方	税務課 固定資産税係 ☎0296-34-0431	・納税者等変更	・担当課でご確認ください
	☐	市内に軽自動車を所有している方、または軽自動車税の納税者の方	税務課 市民税係 ☎0296-34-0412		
	☐	市民税、県民税の納税者の方			
	☐	農地の権利をお持ちの方（所有権・賃貸借権）	農業委員会 事務局 ☎0296-34-0435	・権利取得の届出	・農業委員会事務局でご確認ください

●亡くなられた方の戸籍が必要な場合

【本籍地が結城市の方】
戸籍に死亡の事実を記載する処理は、約10日間必要になります。早急に必要の場合は、市民課窓口でお申し出ください。

【本籍地が結城市ではない方】
結城市からの通知が本籍地に届いてから、本籍地にて死亡の事実を記載する処理が始まります。処理が終わるまで10日から14日ほどかかりますので、本籍のある市区町村にお問い合わせください。

【戸籍証明書（謄本）の広域交付について】
必要な戸籍が結城市に無くても窓口で証明書（謄本）が交付できます。請求できるのは亡くなられた方の配偶者、子、孫など一定の要件があり、写真付き身分証明書が必要です。

●死亡届の記載事項証明書（死亡診断書の写し）が必要な場合

次に該当する場合にのみ交付することができます。

① 共済年金の遺族年金請求
② 厚生年金の遺族年金請求（厚生年金基金は除く。）
③ 国民年金の遺族年金請求
④ 旧郵政省の簡易保険*1（死亡保険金額が100万円を超えるもので、平成19年9月30日までに日本郵政省公社あてに申し込みのあった保険の請求に限る。）
⑤ 労災保険

*1 事前に受取手続き予定の郵便局にご確認ください。

請求にあたり、証券や請求事由の疎明資料等が必要となりますので、事前に市民課でご確認ください。また、保険金の受取人以外の方が窓口にお越しになる場合は、必ず委任状が必要となります。

【土地・建物等の不動産に関するご案内】

亡くなられた方の土地や建物を相続する場合は、土地・建物を管轄する法務局への相続登記の申請が必要となります。詳しくは最寄りの法務局へお問合せください。

なお、令和6年4月1日から、不動産を取得した相続人は、取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしないと10万円以下の過料に処せられる可能性があります。

○水戸地方法務局ホームページ「相続登記及び遺言書保管制度の御案内」⇒QRコード
○結城市の土地・建物の管轄：水戸地方法務局 筑西出張所 ☎0296-22-3495

